

エプリノメクチン (EPRINOMECTIN)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.3	現行	0.3									サケ目魚類												
豚の腎臓												ウナギ目魚類												
その他の陸棲哺乳類の腎臓	2	海外					2				5	スズキ目魚類												
												その他の魚類												
												十脚目甲殻類												
												その他の甲殻類												
												貝類												
												その他の魚介類												
牛の食用部分	2	海外					2				5													
豚の食用部分												その他の動物												
その他の陸棲哺乳類の食用部分	2	海外					2				5													
												はちみつ												
												その他のスパイス類												
												その他のハーブ類												
乳	0.02	現行	0.02																					
鶏の筋肉																								
その他の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪																								
その他の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓																								
その他の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
その他の家禽の腎臓																								
鶏の食用部分																								
その他の家禽の食用部分																								
家禽の卵																								

エプリノメクチンB₁aとして

エポキシコナゾール (EPOXICONAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.05	海外					0.05				5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.05	海外					0.05				5												ウナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	海外					0.05				5												スズキ目魚類 その他の魚類
																							十脚目甲殻類 その他の甲殻類
																							貝類 その他の魚介類
牛の食用部分	0.05	海外					0.05				5												その他の動物
豚の食用部分	0.05	海外					0.05				5												はちみつ
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	海外					0.05				5												その他のスパイス類 その他のハーブ類
乳	0.01	海外						0.01			5												
鶏の筋肉	0.02	その他									6.6												
その他の家禽の筋肉	0.02	その他									6.6												
鶏の脂肪	0.05	海外						0.05			5												
その他の家禽の脂肪	0.05	海外						0.05			5												
鶏の肝臓	0.02	海外						0.02			5												
その他の家禽の肝臓	0.02	海外						0.02			5												
鶏の腎臓	0.02	海外						0.02			5												
その他の家禽の腎臓	0.02	海外						0.02			5												
鶏の食用部分	0.02	海外						0.02			5												
その他の家禽の食用部分	0.02	海外						0.02			5												
家禽の卵	0.01	海外						0.01			5												

鶏及びその他の家禽の筋肉は、脂肪に残留が想定されることに配慮したもの

